

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和7年第4回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において6月10日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付した陳情書の写しのとおりであります。陳情第5号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情については産業教育常任委員会に、陳情第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情は、総務福祉常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、9番、熊谷聴君、1番、船水隆一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 本田佳子君登壇〕

○議会運営委員長（本田佳子君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を6月10日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、報告2件、条例の一部改正4件、契約の締結1件、補正予算が3件、陳情2件となっております。

従いまして、議会運営委員会としましては、第1日、6月18日水曜日を初日本会議、第2日、6月19日木曜日は一般質問を午後4時まで行い、終了後に各常任委員会、第3日、6月20日金曜日は一般質問を行い、第4日、第5日は土日のため休会、第6日と第7日は事務整理等で休会、第8日、6月25日水曜日を最終日本会議として、会期を8日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月25日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は8日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第4回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お

忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたします議案のほか、会期中に人事案件をご提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、3月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

初めに、地域おこし協力隊員の任用についてご報告申し上げます。

小坂町に居住して新たな視点や発想により、地域力を向上させ地域コミュニティの維持・活性化を図り、楽しく生活できる地域をつくることを目的として、平成28年度からブドウ就農を通じたグリーンツーリズムの担い手や、移住・定住コーディネーターとして活動する地域おこし協力隊員の募集を続けてまいりました。

令和7年度は3つの分野で活動する協力隊員を募集したところ、4月から新たに2名が小坂町の協力隊員のメンバーに加わりました。

1人は、近代化産業遺産を活用した観光の企画立案を行う明治百年プロデューサーに着任した田代俊之さんでございます。

田代さんは、神奈川県藤沢市出身で藤沢市役所に25年間勤務し、文化財の保護、活用を担当していたことがあるほか、スペインの大学院に留学し文化遺産の管理について学んでおります。

小坂町には旧鉱山に関連する歴史とすてきな建物が残っているので、これにストーリー性を持たせることで旅行商品を開発してみたいし、できれば鉱山鉄道を再び走らせた、また、スペイン語圏からの誘客にもチャレンジしたいと夢を膨らませています。観光産業課観光商工半に籍を置いて活動を始めております。

もう1人は、ブドウ栽培やワイン醸造に携わりながらグリーンツーリズムの推進を目指す齋藤慶顕さんでございます。

齋藤さんは、小学校低学年までは出身地である大館市で過ごし、小坂町にも遊びに来たことがあったそうです。都内のイタリアンレストランでの勤務経験からワインに興味を持つようになり、特に日本ワインへの関心が強く、秋田に還元する仕事に携わり県外に発信したいと小坂町への移住を決めました。

活動内容は、ブドウ栽培、産直施設や小坂七滝ワイナリーでの補助業務となりますが、将来はワインの知識を高めソムリエの資格を取得したり、小坂町産ワインの認知度の向上、販売の促進に向けて酒類販売業免許を取得したいと意欲的な方です。

また、このたび令和4年4月からブドウ就農関係の地域おこし協力隊員として活動していた熊沢圭祐さんが、本年3月末で3年間の任期を満了し退任いたしました。

熊沢さんは4月から小坂まちづくり株式会社に就職して、引き続きブドウ栽培やワイナリー関係の仕事に従事しています。地域おこし協力隊の任期を満了し、小坂町に定住することになったのは熊沢さんが初めてであります。定住を決意してくれたことに敬意と感謝の意を表するとともに、今後の活躍を期待しております。

次に、観光客の入り込み状況についてご報告申し上げます。

今年の4月27日から5月6日までのゴールデンウィーク期間は、桜の開花が例年に比べて大幅に早かったことから、周辺の桜名所を巡る人流が少なく、天候不良が続き町内観光施設では大分苦戦したように感じられます。

明治百年通りの観光3施設全体の数字を見ますと、昨年に比べ22.2%の大幅減となりました。

施設別に見ますと、康楽館が1,018人で昨年の1,279人と比べ20.4%の減、小坂鉱山事務所が964人で昨年の1,145人と比べ15.8%の減少、小坂鉄道レールパークが1,073人で、昨年の1,501人と比べ28.5%の減となっております。

道の駅十和田湖は1万8,732人で、連日、駐車場はほぼ満車状態のようでした。

一方、道の駅こさか七滝は1,923人でした。天候不良であったことから、前年に比べ大幅に減少しております。

また、小坂鉄道レールパークのブルートレインあけぼの号宿泊者数は、5月3日土曜日が27人、4日日曜日が28人で、首都圏を中心に遠くは関西地方、四国地方からもおいでいただいております。

康楽館への教育旅行の入館状況は、昨年度62校、6,491人の実績に対し、現在までの実績と予約を含めて59校、6,700人の来館を見込んでおります。昨年度に比べ利用人数は若干プラスとなりますが、少子化の進行と併せて教育旅行の在り方について、学校側の考え方が変わってきていることもあり、今後も校数の減少が続くと考えられます。来期以降に向けては学校や関係機関と連絡を密にして、ターゲットの変更も視野に入れながら、旅行代理店に対する営業強化を図る必要があると考えております。

今後においても、広域観光連携やイベントの開催、デジタルツールを活用したPRなど、町としても切れ目のない観光宣伝・誘客促進事業を展開し、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、第40回小坂町アカシアまつりについてご報告申し上げます。

6月7日、8日の2日間にわたり、40回目となるアカシアまつりが中央公園で開催されました。今年まつりの開催に合わせたように開花し、2日間とも好天に恵まれたこともあり、町内外から1万6,000人のお客様が訪れまつりを楽しんでいただけたものと思います。

野外ステージでは小坂小・中学校の児童生徒による演奏や演舞に始まり、秋田県出身の人気お笑いコンビや秋田県警音楽隊、大館市出身ミュージシャンのライブのほか、恒例のかつら一めん二人羽織早食い選手権など、多彩なイベントがまつりを盛り上げました。

また、会場の芝生広場では、お楽しみ露店やキッチンカーによる出店、こども縁日をはじめ観光施設などを巡るアカシアクイズラリーや、自衛隊や警察署、消防署など各関係機関によるPR出展などが実施されるなど、お子様からお年寄りまで多くの来場者に喜んでいただきました。今年初めて行われたアカシアの花摘み取り体験では、お客様自らが取ってきたアカシアの花を町内の飲食店ブースで天ぷらにし、さくさくとした甘い揚げたてのアカシア天ぷらを食べていただきました。お楽しみ露店やキッチンカー等の売行きも好調であったと聞いており、大盛況であったと感じております。

本まつりは、町に活力を与え、明治とアカシアが香る町を県内外に観光宣伝できるよい機会ですので、今後とも町民手づくりによる初夏の恒例イベントとして、町民や観光客に楽しんでいただけるよう町としても支援してまいりたいと思います。

次に、去る5月31日をもちまして、令和6年度各会計の出納を閉鎖いたしましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

令和6年度は、第6次小坂町総合計画の4年目の年に当たり、「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」という目標の下、「まち」「ひと」「しごと」をキーワードとした3つの重点プロジェクトに取り組みました。

移住定住促進、十和田湖和井内エリア整備事業、町道改良、河川整備をはじめとした災害対策強化など、積極的に施策を展開したほか、物価高騰対策など地域経済や住民生活を守る支援策について万全を期してまいりました。

財政運営では、一般会計において、町税は8億3,713万4,000円で、対前年度比1億3,805万円、14.2%の減、普通交付税交付額は18億2,620万6,000円で、対前年度比3億2,150万4,000円、21.4%の増、普通交付税の代替でもある臨時財政対策債発行額は724万3,000円で、対前年度比406万円、35.9%の減となり、この2つを合わせた実質的な普通交付税では、対前年度比3億1,744万4,000円、20.9%の増となりました。

また、特別交付税は3億6,938万6,000円で、対前年度比1,855万7,000円、5.3%の増となりました。町税が減となりましたが、実質収支においては5,000万円ほどの黒字決算の見込みとなりました。このほか、将来への積立て、さらに決算見込みにおいて剰余金を確保することができたので、機動的な施策推進の財源として、財政調整基金を積み増ししたものの、取崩しもありましたので、令和6年度末の残高は、昨年度末より4,498万9,000円多い10億995万8,000円となりました。

この1年は、安定的な財政運営の堅持に努めながらも、住む人が愛着を持ち、訪れる人が感動するまちづくりに大きく寄与することができたと思っております。議員各位におかれましては、予算執行のみならず、行財政全般にわたるご指導とご協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、各会計の決算見込みの概数をご報告申し上げます。

一般会計は、令和5年度繰越明許費として議決いただきました4件を含む予算額49億4,593万4,000円に対し、歳入49億37万6,000円、歳出47億8,124万2,000円で、差引き1億1,913万4,000円の繰越予定であります。このうち、6,067万9,000円が令和7年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は5,845万5,000円の黒字決算の見込みとなりました。

国民健康保険特別会計は、予算額4億9,625万4,000円に対し、歳入4億9,724万5,000円、歳出4億9,169万4,000円で、差引き555万1,000円の黒字決算の見込みとなりました。

後期高齢者医療特別会計は、予算額8,905万8,000円に対し、歳入8,890万8,000円、歳出8,824万7,000円で、差引き66万1,000円の黒字決算の見込みとなりました。

介護保険特別会計でございますが、保険事業勘定は、予算額8億3,270万5,000円に対し、歳入8億3,173万3,000円、歳出8億2,807万2,000円で、差引き366万1,000円の黒字決算の見込みとなりました。

介護サービス事業勘定は、予算額385万7,000円に対し、歳入歳出とも382万2,000円で、差引額はゼロであります。

歯科診療所特別会計は、予算額6,004万2,000円に対し、歳入歳出とも5,965万8,000円で、差引額はゼロとなりました。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、予算額81万6,000円に対し、歳入歳出とも81万円で、差引額はゼロであります。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、予算額135万6,000円に対し、歳入歳出とも135万6,000円

で、差引額はゼロであります。

小坂財産区特別会計は、予算額517万7,000円に対し、歳入392万7,000円、歳出257万2,000円で、差引き135万5,000円の黒字決算の見込みとなりました。

続いて、水道事業会計でございます。

収益的収支では、収入2億5,344万1,000円、支出2億4,978万6,000円で、差引き365万5,000円となり、純損失は212万4,000円となりました。

資本的収支では、収入8,120万1,000円で、支出2億3,208万1,000円で、差引き1億5,088万円の不足となりましたが、この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金で補填しております。

下水道事業会計は、収益的収支が収入1億8,491万2,000円、支出1億7,404万2,000円で、差引き1,087万円となり、純利益は957万8,000円となりました。

資本的収支では、収入4,534万3,000円、支出1億1,735万2,000円で、差引き7,200万9,000円の不足となりましたが、この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金で補填しております。

以上、誠に簡単ではございますが、令和6年度各会計の決算見込みについてご報告させていただきました。詳細につきましては、監査委員の決算審査を受けた後、9月開催の小坂町議会定例会に決算審査意見書とともに各資料を提出し、ご審議いただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、6月定例議会の町政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（日時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 千葉綾悦君登壇〕

○教育長（千葉綾悦君） おはようございます。

引き続き教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、小坂小学校及び中学校の5月1日確定日における令和7年度の児童生徒数と学級数をご報告申し上げます。

児童生徒数は、小坂小学校が前年度同日と比較して3人減の128人、小坂中学校は9人減の74人となり、小・中学校を合わせると202人となりました。また、小坂小学校の学級数につきましては、通常学級が6学級、特別支援学級が3学級で、どちらも前年度と同数で、合わせて9学級となりました。小坂中学校は、普通学級が3学級、特別支援学級が1学級で、

前年度と比較して、特別支援学級が1学級増となりました。

次に、鹿角小学校陸上競技大会における児童の活躍についてご報告申し上げます。

第52回鹿角小学校陸上競技大会が5月24日に行われました。少し肌寒い天候でしたが、児童は最後まで懸命に競技をし、5年男子100mで高橋大輝さんが2位、6年男子100mで川口玄真さんが2位、6年1000mで永田悠真さんが2位、男子コンバインドBのジャベリックボール投げで成田琉煌さんが3位、4年女子100mで亀田菜瑠さんが3位、6年女子100mで村木真悠さんが3位となるなど入賞者を出し、日頃の練習の成果を発揮してくれました。今後とも、学校や家庭と連携し、児童生徒の運動能力、体力向上に取り組んでまいります。

以上、6月定例議会の教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これで、町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたしました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第4、報告第6号 令和6年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

職員に計算書を朗読させます。

〔職員計算書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 報告第6号 令和6年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書の内容をご説明申し上げます。

繰越明許を行った場合、地方自治法施行令第146条に基づき、実際に繰り越した額及びその財源内訳について、翌年度の5月31日までに繰越明許費繰越計算書を調製し、次の議会の本会議に報告を要することになっております。

今回ご報告申し上げますのでは、令和6年度小坂町一般会計補正予算（第8号）で繰越明許措置をした7件の事業費とその財源内訳を調製した繰越計算書であります。

6款農林水産業費、1項農業費の化学肥料低減機械等導入支援事業は、物価高騰対応事業に係る国及び県の補正予算で措置され、年度内の執行が困難であることから、事業費全額を

翌年度へ繰り越したものでございます。

7款1項商工費の地域商品券事業は、商品券の使用期間を4月1日からとしていることから、対象事業費を翌年度に繰り越したものでございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費の町道苦竹山崎線道路改良事業、橋りょう長寿命化事業、町道牛馬長根1号線外舗装補修事業及び十和田湖和井内エリア整備事業は、国の補正予算により社会資本整備交付金の追加配分を受けたこと、及び工事の遅れなどによる年度内完成が困難となり、対象事業費を翌年度に繰り越したものでございます。

10款教育費、4項社会教育費の川上公民館整備事業は、入札不調などの影響で発注が遅れたことにより年度内完成が困難となり、対象事業費を翌年度へ繰り越したものでございます。

翌年度へ繰り越した事業費は、総額で1億2,598万7,000円となっております。

財源内訳の合計は、未収入特定財源として国県支出金4,860万8,000円と、地方債1,670万円、一般財源として2,107万9,000円となっております。

以上、誠に簡単であります。報告といたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号 令和6年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書については終結いたします。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第5、報告第7号 令和6年度小坂町下水道事業会計予算繰越計算書を議題といたします。

職員に計算書を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員計算書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 報告第7号 令和6年度小坂町下水道事業会計予算繰越計算書の内容をご説明申し上げます。

今回ご報告申し上げますのは、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和6年度小坂町下水道事業会計予算繰越計算書について、報告するものでございます。

米代川流域下水道事業鹿角処理区建設負担金は、県営事業に係る負担金で、事業が年度内に完了しないことにより繰り越したものでございます。

なお、翌年度へ繰り越した事業費は1,010万7,000円となっており、その財源内訳は、企業債1,010万円、損益勘定留保資金7,000円となっております。

以上、誠に簡単であります。報告といたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号 令和6年度小坂町下水道事業会計予算繰越計算書については終結いたします。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第56号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第56号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、令和7年10

月 1 日に施行されることから、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容でございますが、職員の育児休業等に関する条例の改正では、新たな部分休業制度に関する条例委任事項を定めるなど、部分休業の取得パターンの多様化に関する規定の整備を、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正では、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置規定の新設を行っております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協議賜りますようお願い申し上げます。私からの提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） では、私から詳細の説明をさせていただきます。

議案審議の参考の 1 ページから 6 ページまでに新旧対照表を掲載してございますので、こちらも併せて参照願います。

説明してまいります。

第 1 条による改正は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての規定をしております。

第 18 条では、非常勤職員に係る部分休業の取得要件緩和に伴い、条例で定める部分休業を所得できない非常勤職員の要件を改めております。

第 19 条では、非常勤職員の部分休業について、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で休業する第 1 号部分休業の承認単位等について定めています。

第 19 条の 2 では、部分休業のうち、1 日の全部または一部を休業する第 2 号部分休業の承認単位及び休業できる時間数等について定めています。

第 19 条の 3 では、部分休業の承認を申し出る 1 年の期間を、第 19 条の 4 では、1 年につき請求できる第 2 号部分休業の上限をそれぞれ定めています。

第 19 条の 5 では、部分休業の申出内容の変更を認める特別の事情を定めています。

第 21 条では、部分休業の承認の取消し事由は、第 3 項変更をしたときとすることを定めています。

次に、第 2 条による改正は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について規定しております。

第 19 条の 2 に、両立支援制度等の周知、当該制度の請求等に係る意向確認その他の措置を講じなければならないこととすることとし、また、意向確認した事項の取扱いに当たっては、その意向に配慮しなければならないこととするという規定を新たに設けております。

次に、議案の7ページをご覧ください。附則については、こちらで説明いたします。

附則の第1条では、施行期日を定め令和7年10月1日としています。ただし、附則第3条の規定は公布の日から施行することとしております。

第2条は、条例の施行が年度途中の10月1日からとなるため、今年度中に請求できる第2号部分休業の上限を規定しております。

第3条は、施行日前であっても育児期両立支援制度等の周知、当該制度の請求等に係る意向確認その他の措置を講ずることができることを規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬額等を規定している別表のうち、選挙長等について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に鑑み、その報酬の額を改めるものでございます。

小坂町選挙長等の報酬額は、法第14条第1項に規定する額と同じ額を規定しております。

その報酬日額について、選挙長は1万800円を1万2,200円に、選挙立会人は8,900円を1万100円に、投票管理者は1万2,800円を1万4,500円に、投票立会人は1万900円を1万2,400円に、開票管理者は1万800円を1万2,200円に、開票立会人は8,900円を1万100円に、期日前投票所の投票管理者は1万1,300円を1万2,800円に、期日前投票所の投票立会人は9,600円を1万900円にするものでございます。

本条例は、公布の日から施行するものとします。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。して提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第58号 小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第58号 小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、北あけぼの住宅3棟14戸を用途廃止し、町が管理する住宅戸数を改正するものでございます。

用途廃止する住宅は3号棟、11号棟及び22号棟であります。全入居者が退去し、老朽化も著しいことから、今年度解体する予定でございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第59号 小坂町水道事業布設工事監督者の資格基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第59号 小坂町水道事業布設工事監督者の資格基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法施行令等が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、学歴及び学科要件の追加並びに実務経験年数の見直し等が行われたことに伴い、小坂町水道事業布設工事監督者の資格基準等を定める条例の所要の改正を行うものでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第60号 旧十和田分館解体工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第60号 旧十和田分館解体工事の請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

去る6月4日に、入札参加資格要件を解体工種A級として電子入札による一般競争入札を実施したところ、株式会社タナックスが、消費税込み1億5,147万円で落札いたしました。

本契約は、予定価格5,000万円以上となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

解体される旧十和田分館は、平成6年に十和田小中学校新校舎として建設され、平成23年に十和田小中学校が閉校になった後、小坂公民館十和田分館として使用されておりました。その後、老朽化が著しいことから平成30年に十和田分館の機能を大川岱自治会館に移設し、十和田分館としての役目を終えることとなりました。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） 議案第60号 旧十和田分館解体工事の請負契約の締結について、詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考16ページをご覧ください。

契約の目的は、旧十和田分館解体工事であります。

入札は、6月4日に、電子入札システムにより一般競争入札を実施しました結果、株式会社タナックスが、消費税込みで1億5,147万円で落札いたしました。落札率は99.9%となっております。

株式会社タナックスとは、同日付で仮契約を締結しており、議決をいただいた後、本契約を締結することとしております。

次に、解体工事の概要についてご説明いたします。

17ページのA3の図面をご覧くださいと思います。

色のついているところが解体及び撤去する部分となります。

校舎は木造平屋建て、延べ床面積1,638.19㎡、体育館につきましては、木造平屋建て、延べ床面積732.71㎡、外構は、地下オイルタンクや浄化槽のほか、側溝などの撤去を行うものであります。

なお、内装材などにアスベストが含有されていることから、その除去に必要な経費も含まれております。

工期につきましては、令和7年12月10日までを予定しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第60号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第61号 令和7年度小坂町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第61号 令和7年度小坂町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額45億7,933万8,000円に歳入歳出それぞれ2,605万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億539万2,000円にしようとするものでございます。

歳出補正予算の主なものとして、6款農林水産業費では、小坂七滝ワイナリーの集出荷体制整備に係る補助金を措置しております。9款消防費では、小坂町消防団第4分団万谷班消防器具置場整備事業に係る経費を措置しております。10款教育費では、小坂七夕祭への参加団体の増が見込まれることから補助金を増額補正しております。

また、職員の人事異動及び会計年度任用職員の任用等に伴う人件費等の調整も行っております。

歳入においては、未来創生基金繰入金を該当する事業の特定財源として調整したほか、歳入歳出補正予算において不足する一般財源1,457万円を繰越金で措置しております。

第2条の地方債補正においては、起債限度額を調整し、限度額総額を既決額に560万円増額し、1億1,370万円に変更しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細の説明をいたします。

歳出から説明してまいりますので、7ページをお開きください。あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明してまいります。

1款1項1目議会費は、人事異動に伴う人件費の調整で42万2,000円の減額をしています。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人事異動及び会計年度任用職員の任用確定等に伴う人件費の調整により、243万4,000円の減額をしています。

人件費の調整につきましては、以下の款においても同様の調整をしていますので、説明は省略させていただきます。

今回の一般会計補正における人権費補正は、全体で136万7,000円の減額となっています。

7節報償費17万2,000円は、町表彰対象者が当初の想定より増えたことに対応するものです。

8節職員研修旅費15万4,000円は、職員の資格取得に係る講習受講のための費用を措置しております。

8ページに移ります。

13節施設使用料10万円は、70周年記念事業を康楽館で開催することも想定に入れ、貸館で使用する場合は康楽館使用料を計上しています。

財源内訳欄その他の10万円は、未来創生基金繰入金です。

5目企画費17節備品購入費19万1,000円は、地域おこし協力隊員が使用するパソコンを購入する費用です。

6目電子計算費12節業務委託料323万7,000円には、自治体システムの標準化に当たり、指認証等の認証措置をWindows 11に対応するものに更新が必要となるため予算措置したものです。保守点検委託料は、庁内ネットワーク回線及び設備機器等の保守に係る経費として423万8,000円を計上しています。

3款民生費、1項社会福祉費、7目介護保険費は、介護保険特別会計保険事業勘定での人件費調整により175万4,000円増額しています。

10ページに移ります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節の鹿角広域行政組合衛生費負担金は、人事異動に伴う人件費補正分として159万8,000円の増額となっています。

2目環境衛生費、14節設備改修工事費56万円は、公衆トイレのマイクリーンの多目的トイレが故障していて便器交換に係る経費です。

6款農林水産業費、1項農業費、8目グリーンツーリズム推進費、18節小坂七滝ワイナリー製造強化機器導入事業補助金378万4,000円は、小坂まちづくり株式会社が実施するブドウ用保冷库の移設及び冷蔵機修繕に対し、経費の2分の1として補助するものです。

財源内訳欄その他の378万4,000円は、未来創生基金繰入金です。

7款1項商工費、4目康楽館費、14節設備設置工事費96万円は、消防立入検査の指摘事項への対応として避難誘導灯3基を増設する費用です。

9目十和田湖観光振興センター費12節業務委託料69万3,000円は、まきボイラー及び浄水施設の追加メンテナンスに係る経費です。

12ページに移ります。

9款1項消防費、1目常備消防費、18節鹿角広域行政組合消防費負担金は、人事異動に伴う人件費補正分として114万7,000円の減額となっています。

3目消防施設費は、小坂町消防団第4分団万谷班の消防器具置場の移転新築整備に係る費用を措置しています。12節設計委託料に341万3,000円、16節土地購入費は万谷地内の建設用地購入費用として220万円を設置しております。

財源内訳欄地方債の560万円は、消防団拠点施設整備事業債分です。

10款教育費、4項社会教育費、3目芸術文化振興費、18節小坂七夕祭補助金は、参加団体数が当初予定数を上回り、増える見込みであることから260万円を追加計上するものです。

財源内訳欄その他の200万円は、未来創生基金繰入金です。

14ページに移ります。

6目図書館費、12節業務委託料158万1,000円は、導入から5年経過する図書館システムの更新に係る費用です。

14節施設補修工事費116万6,000円は、この冬の大雪により発生した屋根の軒折れ被害に係る屋根補修工事費用を措置しております。

7目郷土館費、10節修繕料は、修繕箇所が増加により不足が見込まれることから30万円を追加計上しております。

次に、6ページをお開き願います。

今回の補正予算において不足する一般財源は、19款1項1目繰越金に1,457万円を計上して収支の調整を図っております。

なお、先ほどの町政報告にありましたように、令和6年度一般会計における実質収支額は5,845万5,000円となりました。今回補正後の繰越金は既決予算額と合わせて3,457万円でありますので、留保財源は2,388万5,000円となります。

次に、4ページをお願いいたします。

地方債補正では、消防団拠点施設整備事業債に係る今回の補正に合わせて限度額を変更しております。この結果、総額を560万円増額し、その限度額を1億1,370万円とするものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第61号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第62号 令和7年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第62号 令和7年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定の既決予算額に、歳入歳出とも175万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億565万4,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、人事異動に伴い職員人件費として175万4,000円を追加しております。

歳入補正におきましては、一般会計からの職員給与費等繰入金と同額措置したものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第62号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第63号 令和7年度小坂町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第63号 令和7年度小坂町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、資本的支出において、既決額1億7,399万4,000円に418万円を追加し、1億7,817万4,000円にするものであります。

その内容は、2款1項3目水源開発費において、砂子沢川における水利使用に関する許可期限が令和8年3月31日をもって満了することに伴い更新作成業務委託分として、418万円を増額するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第63号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は6月19日午前10時から再開し、一般質問を行います。

お知らせします。この後、この場で全員協議会を開催いたしたいと思っておりますので、ご協力願います。会場の準備がありますので11時半から協議会を開催いたします。

散会 午前11時23分